

人と自然と

未来をつなぐ

証券コード：6250



第16回 定時株主総会

# 招集ご通知

## 開催日時

2024年3月28日(木曜日)午前10時

## 開催場所

東京都青梅市末広町一丁目7番地2  
株式会社やまびこ 本店3階会議室

## 議案

- |       |             |
|-------|-------------|
| 第1号議案 | 定款一部変更の件    |
| 第2号議案 | 取締役8名選任の件   |
| 第3号議案 | 監査役4名選任の件   |
| 第4号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |

株式会社やまびこ

株主各位

証券コード 6250

2024年3月8日

東京都青梅市末広町一丁目7番地2

**株式会社やまびこ**

代表取締役社長執行役員 久保 浩

## 第16回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

令和6年能登半島地震で被災されました皆様に心よりお見舞い申しあげますとともに、被災地の一日も早い復興をお祈り申しあげます。

さて、当社第16回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日のご出席に代えて、書面（郵送）またはインターネット等によって事前に議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、**2024年3月27日（水曜日）午後5時20分までに議決権を行使**くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

<b>1 日 時</b>	<b>2024年3月28日（木曜日）午前10時</b>
<b>2 場 所</b>	東京都青梅市末広町一丁目7番地2 <b>株式会社やまびこ 本店3階会議室</b> (末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
<b>3 目的事項</b>	<b>報告事項</b> 1. 第16期（2023年1月1日から2023年12月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第16期（2023年1月1日から2023年12月31日まで）計算書類報告の件 <b>決議事項</b> 第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役8名選任の件 第3号議案 監査役4名選任の件 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.yamabiko-corp.co.jp/>



(上記当社ウェブサイトアクセスいただき、「第16回定時株主総会（2024年3月28日）のお知らせ」を選択してご確認ください。)

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/6250/teiji/>



(上記は電子提供措置の開始日（2024年3月4日）より閲覧開始可能となります。)

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「やまびこ」または「コード」に当社証券コード「6250」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。)

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載させていただきます。
- 書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令および当社定款第15条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
  - ① 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」
  - ② 計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類および計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

# 議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

## 株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙をお持ちいただき、**会場受付にご提出**ください。

**日時** 2024年3月28日(木曜日) 午前10時

## インターネット等で議決権を行使される場合



パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から議決権行使サイト (<https://www.web54.net>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。議決権行使の方法の詳細は次のページをご覧ください。

**行使期限** 2024年3月27日(水曜日) 午後5時20分入力完了分まで

## 書面（郵送）で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、切手を貼らずにご投函ください。なお、書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱わせていただきます。

**行使期限** 2024年3月27日(水曜日) 午後5時20分到着分まで

※ インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

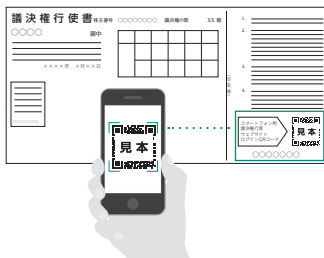
※ インターネット等と書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効とさせていただきます。

# インターネット等による議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

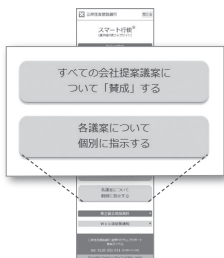
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

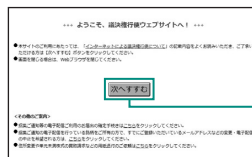
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

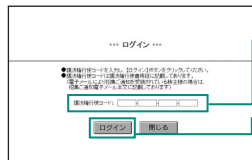
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

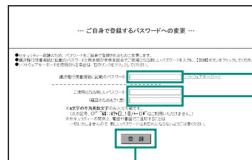
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)  
(受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

- (1) 当社は、中期経営計画2025で掲げる「新規事業創造への取り組み」として、社会のGX（グリーン・トランスフォーメーション）を成長の機会と捉え、将来の社会変化に適合した新規開発テーマの推進に取り組んでおります。特に、今後の成長の柱となり得る「発電・蓄電システム」の新たな事業展開に備えるため、現行定款第2条（目的）について、事業目的の追加を行うものであります。
- (2) 当社では、取締役会の監督機能をより一層明確化し、迅速な意思決定を行うため、執行役員制度を導入しております。かかる当社の実態に合わせるため、役付取締役の規定を見直し、現行定款の「取締役社長」の表記を「代表取締役」に統一することといたします。これに伴い、現行定款第14条（招集権者および議長）および第22条（代表取締役および役付取締役）について、所要の変更を行うものであります。
- (3) 法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を現行定款第29条（選任方法）に新設して、補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるとともに、現行定款第30条第2項（任期）を変更し、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするものであります。

### 2. 変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>（目 的）</p> <p>第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～11.（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p>12. ～25.（条文省略）</p>	<p>（目 的）</p> <p>第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～11.（現行どおり）</p> <p>12. <u>電気設備工事の設計施工請負</u></p> <p>13. ～26.（現行どおり）</p>
<p>（招集権者および議長）</p> <p>第14条 株主総会は、<u>取締役社長</u>が招集し、議長となる。</p>	<p>（招集権者および議長）</p> <p>第14条 株主総会は、<u>代表取締役</u>が招集し、議長となる。<u>ただし、代表取締役が複数の場合はあらかじめ取締役会が定めた順序により先順位の代表取締役がこれを行う。</u></p>
<p>2. <u>取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>	<p>2. <u>全ての代表取締役</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって<u>取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、および常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第29条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(任 期)</p> <p>第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって<u>取締役の中から役付取締役若干名を定めることができる。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第29条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. <u>当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令または本定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p>4. <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(任 期)</p> <p>第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p><u>ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u></p>

## 第2号議案

## 取締役8名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役8名の選任をお願いするものであります。

各取締役候補者は、取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会の答申を受け、取締役会にて決定したものであります。


取締役候補者は次のとおりであります。


候補者番号	氏名	性別	当社における地位および担当	候補者属性	取締役会への出席状況
1	久保 浩	男性	代表取締役社長執行役員 エコー・インコーポレイテッド会長	再任	10回／10回 (100%)
2	北村 良樹	男性	取締役常務執行役員 生産本部長兼追浜工業(株)取締役会長 兼やまびこベトナム会長	再任	10回／10回 (100%)
3	吉崎 拓男	男性	取締役常務執行役員 製品開発本部長兼機動開発室長	再任	10回／10回 (100%)
4	西 正信	男性	取締役常務執行役員 管理本部長	再任	8回／8回 (100%)
5	佐野 廣二	男性	社外取締役	再任 社外 独立	10回／10回 (100%)
6	野上 義之	男性	社外取締役	再任 社外 独立	10回／10回 (100%)
7	亀山 晴信	男性	社外取締役	再任 社外 独立	10回／10回 (100%)
8	大高 美樹	女性	社外取締役	再任 社外 独立	10回／10回 (100%)


(注) 上記取締役会の開催回数のほか、当事業年度において、会社法第370条および当社定款第24条第2項の規定に基づく取締役会決議があったものとみなす書面決議を2回実施しております。




候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
<p style="text-align: center;">1</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div>	 <p style="text-align: center;">くぼ ひろし <b>久保 浩</b> (1962年5月15日)</p>	<p>1986年 4月 三井物産(株)入社  1919年 5月 当社入社  1919年 6月 当社専務執行役員経営企画担当  2020年 1月 当社専務執行役員経営企画担当兼管理担当  2020年 3月 当社取締役専務執行役員経営企画担当兼管理担当  2020年 5月 当社取締役専務執行役員経営企画担当兼管理担当兼デジタル戦略室担当  2021年 1月 当社代表取締役社長執行役員エコー・インコーポレイテッド会長  2021年 3月 当社代表取締役社長執行役員エコー・インコーポレイテッド会長兼デジタル戦略担当  2023年 1月 当社代表取締役社長執行役員エコー・インコーポレイテッド会長 (現任)</p>	<p style="text-align: center;">13,489株</p>
		<p>取締役候補者とした理由</p>	
		<p>久保浩氏は、当社入社後、雇用環境や当社の戦略に適応する人材を輩出する人事制度の改定等、人的資本経営の体制構築に向けた施策を推進してきました。その後、デジタル戦略担当として、中長期的な企業価値向上を目指すDX戦略の策定およびその実現に向けた具体的施策を推進し、さらには、代表取締役社長に就任以来、カーボンニュートラル時代到来に備え、主力事業のバッテリー小型屋外作業機械のグローバルプラットフォーム推進組織を新設し、当社の主力市場である北米においてフルインナップをリリースするとともに、責任者として北米顧客との関係強化と現地経営幹部の刷新を行ってきました。これらの実績や改革を推進する強いリーダーシップにより、急激に変化する事業環境下においても、当社グループの更なる発展に貢献することが期待できると判断し、取締役候補者となりました。</p>	


候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
2 再任	 <p>きたむら よしき <b>北村 良樹</b> (1963年4月18日)</p>	1986年 4月 追浜工業(株)入社 2005年 3月 (株)共立入社 2011年 6月 当社生産業務部長 2011年11月 当社資材購買部長 2012年 9月 当社資材購買部長兼新大華機械股份有限公司董事長 2017年 9月 当社生産本部副本部長兼資材購買部長兼新大華機械股份有限公司董事長 2018年 3月 当社執行役員生産本部副本部長兼新大華機械股份有限公司董事長兼追浜工業(株)代表取締役社長 2021年 1月 当社執行役員生産本部長兼追浜工業(株)代表取締役社長 2021年 3月 当社取締役執行役員生産本部長兼追浜工業(株)代表取締役会長兼愛可機械(深圳)有限公司董事長兼やまびこベトナム会長 2022年 1月 当社取締役上席執行役員生産本部長兼追浜工業(株)取締役会長兼愛可機械(深圳)有限公司董事長兼やまびこベトナム会長 2022年 4月 当社取締役上席執行役員生産本部長兼追浜工業(株)取締役会長兼やまびこベトナム会長 2023年 3月 当社取締役常務執行役員生産本部長兼追浜工業(株)取締役会長兼やまびこベトナム会長 (現任)	6,772株
		取締役候補者とした理由	
		北村良樹氏は、当社の生産部門および国内外グループ子会社の経営者としての豊富な業務経験を有しており、高い見識を備えていることから、今後も当社グループの更なる発展に貢献することが期待できるため、取締役候補者いたしました。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3 再任	 <p>よしざき たくお <b>吉崎 拓男</b> (1963年5月21日)</p>	1988年 4月 マツダ(株)入社 1991年10月 広島大学工学部助手 2000年 4月 日本工業大学工学部機械工学科専任講師 2004年 7月 (株)共立入社 2015年 6月 当社開発本部実験部長 2019年 4月 当社開発本部副本部長兼実験部長 2019年 8月 当社開発本部副本部長兼研究開発部長 2021年 3月 当社取締役執行役員開発統合本部長兼OPE開発本部長 2022年 1月 当社取締役執行役員製品開発本部長 2022年 7月 当社取締役執行役員製品開発本部長兼未来事業推進室長 2023年 1月 当社取締役上席執行役員製品開発本部長兼未来事業推進室長 2023年 3月 当社取締役常務執行役員製品開発本部長兼未来事業推進室長 2023年10月 当社取締役常務執行役員製品開発本部長兼機動開発室長 (現任)	1,500株
		取締役候補者とした理由	
		吉崎拓男氏は、当社の研究・開発部門において豊富な業務経験を有しており、北米の開発組織の拡充にも尽力しております。また、機械工学、知的財産および製品法規制における高い見識を活かし、今後も当社グループの更なる発展に貢献することが期待できるため、取締役候補者いたしました。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
4 再任	 にし まさのぶ <b>西 正信</b> (1960年9月30日)	1984年 4月 共立エコ物産(株)入社 2011年 3月 当社管理本部総務部長 2013年 4月 当社サービス推進本部物流管理部長兼やまびこロジスティクス(株) (現エコ産業(株)) 代表取締役社長 2016年 6月 当社管理本部経理部長 2017年 6月 当社執行役員管理本部経理部長 2018年 1月 当社執行役員管理本部長 2022年 1月 当社上席執行役員管理本部長 2023年 3月 当社取締役上席執行役員管理本部長 2024年 1月 当社取締役常務執行役員管理本部長 (現任)	14,844株
		取締役候補者とした理由 西正信氏は、当社の管理部門において豊富な業務経験を有しており、コーポレート・ガバナンスなどの高い見識を備えていることから、今後も当社グループの更なる発展に貢献することが期待できるため、取締役候補者いたしました。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
5 再任 社外 独立	 さの こうじ <b>佐野 廣二</b> (1952年4月26日)	1975年 4月 横河電機(株)入社 2003年 4月 横河エレクトロニクス・マニュファクチャリング(株) (現横河マニュファクチャリング(株)) 代表取締役社長 2008年 4月 横河電機(株)執行役員企業倫理本部長 2012年 9月 横河フィールドエンジニアリングサービス(株) (現横河ソリューションサービス(株)) 常勤監査役 2017年 6月 当社社外監査役 2019年 3月 当社社外取締役 (現任)	2,200株
		社外取締役候補者とした理由および期待される役割 佐野廣二氏は、長年にわたる生産および営業などの様々な部門での経験に加え、コンプライアンス部門責任者や代表取締役として経営に携わるなど、経営全般にわたる豊富な経験と広範な知識を有しております。また、指名・報酬委員会の委員を務めるなど、当社の経営全般について客観的かつ広い視野に立ち、社外取締役としての職責を十分に果たしていただいていることから、社外取締役候補者いたしました。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
6	 <p>の が み よ し ゆ き <b>野上 義之</b> (1952年1月9日)</p>	1975年 4月 前田建設工業(株)入社 2000年 1月 (株)タチエス入社 2003年 6月 同社執行役員 2005年 6月 同社常務執行役員 2007年 4月 同社事業統括部門長 2007年 6月 同社取締役兼常務執行役員 2008年 4月 同社経営統括部門長 2009年 4月 同社取締役兼副社長執行役員 2010年 4月 同社ビジネス管理本部統括 2011年 4月 同社ビジネス本部統括兼管理本部統括、海外部門長 2016年 4月 同社管理本部長 2016年 6月 同社代表取締役兼副社長執行役員 2019年 3月 当社社外監査役 2021年 3月 当社社外取締役 (現任)	2,000株
		<p style="text-align: center;">社外取締役候補者とした理由および期待される役割</p> <p>野上義之氏は、経営管理、財務およびコーポレート・ガバナンスなどの様々な部門での経験に加え、代表取締役として経営に携わるなど、経営全般にわたる豊富な経験と広範な知識を有しております。また、指名・報酬委員会の委員を務めるなど、当社の経営全般について客観的かつ広い視野に立ち、社外取締役としての職責を十分に果たしていただいていることから、社外取締役候補者いたしました。</p>	
7	 <p>か め や ま は る の ぶ <b>亀山 晴信</b> (1959年5月15日)</p>	1992年 4月 弁護士登録 (第一東京弁護士会) 1997年 4月 亀山晴信法律事務所 (現亀山総合法律事務所) 開設 2005年 6月 (一財) 国立国際交流奨学財団監事 (現任) 2007年 6月 (株)小森コーポレーション社外監査役 2010年 4月 東京簡易裁判所民事調停委員 (現任) 2012年10月 (株)東光高岳社外取締役 2013年 6月 (株)小森コーポレーション社外取締役 (現任) 2013年10月 ソマル(株)社外監査役 (現任) 2021年 3月 当社社外監査役 2022年 3月 当社社外取締役 (現任)	1,200株
		<p style="text-align: center;">社外取締役候補者とした理由および期待される役割</p> <p>亀山晴信氏は、弁護士としての専門的知識と豊富な実務経験を有しております。また、指名・報酬委員会の委員を務めるなど、自らの経験と知見を踏まえた発言により経営の透明性の向上と取締役会の監督機能強化に貢献していただいていることから、社外取締役候補者いたしました。</p>	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
8	 <p>おおたか みき <b>大高 美樹</b> (1970年4月30日)</p>	1994年 4月 富士ゼロックス(株) (現富士フイルムビジネスイノベーション(株)) 入社 1997年 5月 プラウドフット・ジャパン(株)入社 2001年 5月 (株)ヘイ・コンサルティング・グループ (現コーン・フェリー・ジャパン(株)) 入社 2014年 4月 同社シニア・プリンシパル 2021年 3月 (株)リーダーシップ・デザイン・ラボ代表取締役社長 (現任) 2022年 3月 当社社外取締役 (現任)	1,400株
		社外取締役候補者とした理由および期待される役割	
		<p>大高美樹氏は、グローバルな人事系コンサルティング・ファームの人事コンサルタントとしての専門的知識と豊富な実務経験を有しております。また、指名・報酬委員会の委員を務めるなど、事業成長と企業価値向上に向けた人材開発等の戦略の実現を図るとともに、グループ全体の監督を適切に行うことが期待できるため、社外取締役候補者となりました。</p>	

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
- 佐野廣二氏は社外取締役候補者であります。また、同氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。
  - 野上義之氏は社外取締役候補者であります。また、同氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
  - 亀山晴信氏および大高美樹氏は社外取締役候補者であります。また、両氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
  - 当社は、佐野廣二氏、野上義之氏、亀山晴信氏および大高美樹氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。本総会で4氏が選任された場合、4氏については引き続き上記の責任限定契約を継続する予定であります。
  - 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金および争訟費用の損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
  - 当社は、佐野廣二氏、野上義之氏、亀山晴信氏および大高美樹氏の4氏を東京証券取引所の定める独立役員として同取引所に届け出ております。本総会で4氏が選任された場合、4氏については引き続き独立役員となる予定であります。

### (ご参考) 取締役候補者に特に期待する分野

候補者番号	氏名	社外	企業 経営	研究開発 ・製造	グローバル	営業・ マーケティング	DX・IT	環境 マネジメント	財務・会計	人事・労務 ・多様性	法務・リスク マネジメント
1	久保 浩		○			○	○		○		
2	北村 良樹		○	○	○			○			
3	吉崎 拓男			○	○			○			○
4	西 正信						○		○	○	○
5	佐野 廣二	●	○	○			○				○
6	野上 義之	●	○		○				○	○	
7	亀山 晴信	●								○	○
8	大高 美樹	●			○					○	

※各人に特に期待される項目を4つまで記載しております。上記一覧表は、各人の有する全ての知見や経験を表すものではありません。

### 第3号議案

## 監査役4名選任の件


監査役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役4名の選任をお願いするものであります。


また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。


候補者番号	氏名	性別	当社における地位	候補者属性	取締役会への出席状況	監査役会への出席状況
1	いんきょ よしひろ 院去 嘉浩	男性	常勤監査役	再任	10回／10回 (100%)	7回／7回 (100%)
2	きむら まさゆき 木村 昌幸	男性	サービス推進本部顧問	新任	—	—
3	あんどう えつや 安藤 鋭也	男性	社外監査役	再任 社外 独立	10回／10回 (100%)	7回／7回 (100%)
4	すずき ひさし 鈴木 久志	男性		新任 社外 独立	—	—


(注) 上記取締役会の開催回数のほか、当事業年度において、会社法第370条および当社定款第24条第2項の規定に基づく取締役会決議があったものとみなす書面決議を2回実施しております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1 再任	 いんきょ よしひろ <b>院去 嘉浩</b> (1961年5月2日)	1985年 4月 新ダイワ工業(株)入社 2010年 10月 当社生産本部盛岡工場副工場長 2012年 4月 当社広島事業所生産部長 2015年 6月 当社広島事業所管理部長 2019年 3月 当社内部監査室長 2022年 3月 当社常勤監査役 (現任)	3,100株
		<b>監査役候補者とした理由</b> 院去嘉浩氏は、当社の生産部門および内部監査部門において豊富な実務経験と幅広い知識を有しており、これらを当社グループの監査・監督に活かすことが期待できることから、監査役候補者といたしました。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
2 新任	 きむら まさゆき <b>木村 昌幸</b> (1961年1月8日)	1983年 4月 (株)共立入社 2014年 4月 当社サービス推進本部品質保証部長 2019年 3月 当社執行役員サービス推進本部副本部長兼品質保証部長 2020年 1月 当社執行役員サービス推進本部長 2020年 3月 当社執行役員サービス推進本部長兼内部監査室担当 2022年 4月 当社執行役員サービス推進本部長兼プロダクトサービス部長 2024年 1月 当社サービス推進本部顧問 (現任)	12,766株
		<b>監査役候補者とした理由</b> 木村昌幸氏は、当社のサービス推進部門および内部統制部門において豊富な実務経験と幅広い知識を有しており、これらを当社グループの監査・監督に活かすことが期待できることから、監査役候補者といたしました。	



候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	 <p>あんどう えつや <b>安藤 鋭也</b> (1962年7月7日)</p>	1986年 4月 三井物産(株)入社 2017年 7月 公認会計士登録 2019年10月 上武大学ビジネス情報学部教授 (現任) 2022年 3月 当社社外監査役 (現任)	600株
		<p style="text-align: center;">社外監査役候補者とした理由</p> <p>安藤鋭也氏は、大学教授や公認会計士として、財務および会計全般に関する専門的知識を有しており、独立した立場で当社のコーポレート・ガバナンスの強化に資することが期待できるため、社外監査役候補者となりました。</p>	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
4	 <p>すずき ひさし <b>鈴木 久志</b> (1963年3月26日)</p>	2016年 7月 税務大学校研究部教授 2018年 7月 札幌国税局課税第一部主任国税訟務官 2019年 7月 東京国税局課税第一部国税訟務室主任国税訟務官 2021年 7月 函館税務署長 2022年 7月 武蔵野税務署長 2023年 7月 国税庁退官 2023年 8月 税理士登録、鈴木久志税理士事務所開設	0株
		<p style="text-align: center;">社外監査役候補者とした理由</p> <p>鈴木久志氏は、税理士として財務および会計全般に関する専門的知識を有していることから社外監査役候補者となりました。なお、同氏は過去に会社経営に関与した経験はございませんが、上記の理由から社外監査役として職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。</p>	

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 安藤鋭也氏は社外監査役候補者であります。また、同氏は、現在、当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
3. 鈴木久志氏は社外監査役候補者であります。
4. 当社は、安藤鋭也氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。本総会で安藤鋭也氏および鈴木久志氏が選任された場合、安藤鋭也氏については引き続き上記の責任限定契約を継続する予定であり、鈴木久志氏については同内容の契約を締結する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金および争訟費用の損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
6. 当社は、安藤鋭也氏および鈴木久志氏の両氏を東京証券取引所の定める独立役員として同取引所に届け出ており、安藤鋭也氏が選任された場合は引き続き独立役員となる予定であり、鈴木久志氏が選任された場合は新たに独立役員として指定する予定であります。

#### 第4号議案

### 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名(生年月日)	略歴(重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
<small>かいもり ひろし</small> <b>貝守 浩</b> (1948年1月18日)	2004年 7月 甲府税務署長 2005年 7月 東京国税局調査第三部次長 2006年 7月 日本橋税務署長 2007年 7月 国税庁退官 2007年 8月 税理士登録 2007年 9月 貝守浩税理士事務所開設	0株
	補欠の社外監査役候補者とした理由	
	貝守浩氏は、税理士としての豊富な経験と財務および会計に関する知識を有しております。また、過去に会社経営に関与した経験はございませんが、上記の理由から社外監査役として職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。	

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 貝守浩氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 貝守浩氏が社外監査役に就任された場合、当社は、同氏を東京証券取引所の定める独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
4. 貝守浩氏が社外監査役に就任された場合、当社は、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金および争訟費用の損害を当該保険契約により填補することとしております。貝守浩氏が社外監査役に就任された場合、同氏は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

以 上

# 事業報告 (2023年1月1日から2023年12月31日まで)

## 1 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における当社グループを取り巻く市場環境は、米国経済は良好な雇用環境に支えられ個人消費が堅調に推移したものの、長期化するウクライナ紛争や金融引き締めにより、世界経済の減速が懸念されるなど、先行き不透明な状況が継続しました。

このような環境の下、当社グループの主力である海外小型屋外作業機械（OPE: Outdoor Power Equipment）は、新型コロナによる巣籠需要の反動減や春から夏の需要期における北米や欧州の一部地域での天候不順の影響に加え、金利上昇により代理店・販売店が在庫圧縮を進めた影響を受けましたが、足元では徐々にその解消が進みました。加えて、一般産業用機械は北米での旺盛な建設、エンターテインメント需要を背景に発電機の販売が好調に推移しました。

国内は、農林事業において肥料・燃料価格の高騰が続き農業従事者の購買意欲が奮わず、当社の販売にも影響を及ぼしました。一方、草刈作業の負担を軽減する遠隔操作可能な新型草刈機は好調な販売となりました。

以上の結果、当連結会計年度における当社グループ連結業績は、次のとおりとなりました。

	2022年12月期	2023年12月期	増減額	増減率
売上高	百万円 156,159	百万円 151,400	百万円 △4,759	% △3.0
国内	42,845	41,029	△1,815	△4.2
海外	113,314	110,370	△2,943	△2.6
米州	93,310	90,500	△2,810	△3.0
その他海外	20,003	19,870	△133	△0.7
営業利益	8,688	14,230	5,541	63.8
経常利益	9,217	14,066	4,848	52.6
親会社株主に帰属する当期純利益	6,299	9,097	2,798	44.4

## [売上高]

### 国内

農林事業が肥料・燃料価格の高騰により農業従事者の購買意欲が奮わず、販売が減少しました。一般産業用機械は、好調な建設工事需要を背景に発電機の販売が堅調に推移した一方で、新製品の導入の遅れにより減収となりました。その結果、国内売上高は前年対比4.2%減収の410億円となりました。

### 海外

北米市場の一般産業用機械が旺盛な建設、エンターテインメント需要に支えられ、発電機の販売が好調に推移したものの、小型屋外作業機械において新型コロナウイルスによる巣籠需要の反動減や需要期の春から夏にかけて北米や欧州の一部地域で干ばつなどの天候不順の影響を受けたことに加え、米国で続いた金利上昇に伴い代理店・販売店が在庫圧縮を行ったことで販売が減少しました。その結果、海外売上高は前年対比2.6%減収の1,103億円となりました。

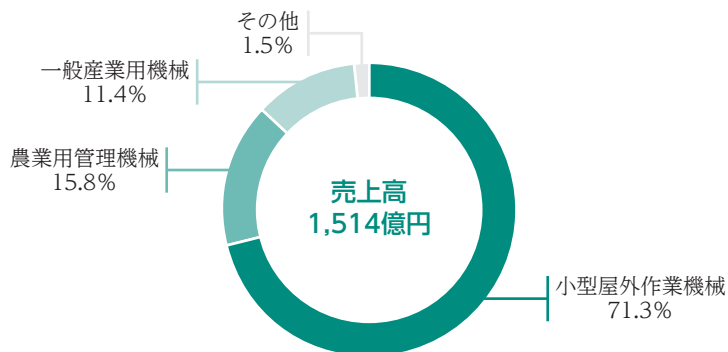
## [損 益]

中国子会社の解散および清算による追加費用が発生したものの、継続的なコストダウンに加え、前期に実施した国内外での価格改定効果や海上運賃が大幅に低下したこと、為替が円安に推移したことなどが収益改善に寄与し、営業利益は前年対比63.8%増の142億円、経常利益は52.6%増の140億円、親会社株主に帰属する当期純利益は44.4%増の90億円となり、いずれも過去最高益となりました。

また、中期経営計画2025で掲げた営業利益率7%、ROE 10%の目標に対して、営業利益率9.4%、ROE 11.0%といずれも上回る結果となりました。

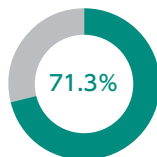
セグメント別の概況は次のとおりであります。

(ご参考) 2023年度セグメント別売上高構成比



### 小型屋外作業機械

売上高



1,079億78百万円

	2022年12月期	2023年12月期	増減額	増減率
売上高	百万円 113,946	百万円 107,978	百万円 △5,967	% △5.2
国内	14,628	13,942	△686	△4.7
海外	99,318	94,036	△5,281	△5.3

#### 国内

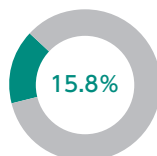
肥料・燃料価格の高騰に伴い農業従事者の購買意欲が奮わなかったことが影響し減収となりました。

#### 海外

新型コロナによる巣籠需要の反動減や春から夏の需要期における北米や欧州の一部地域で干ばつなどの天候不順の影響に加え、金融引き締め継続により代理店・販売店が在庫圧縮に動いたことで販売が減少し減収となりました。

## 農業用管理機械

売上高



238億78百万円

	2022年12月期	2023年12月期	増減額	増減率
売上高	百万円 23,877	百万円 23,878	百万円 1	% 0.0
国内	15,698	14,989	△709	△4.5
海外	8,178	8,888	710	8.7

### 国内

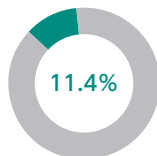
遠隔操作可能な新型草刈機が売上拡大に貢献したものの、農業従事者の購買意欲が奮わなかった影響に加え、スピードスプレーヤにおいて安全性向上のための改良に取り組むべく一時的に販売を停止したことが影響し減収となりました。

### 海外

北米市場は、部品調達の遅延により一部製品で一時的に販売が停滞したものの、ポテト関連製品などの販売が好調に推移し増収となりました。

## 一般産業用機械

売上高



172億96百万円

	2022年12月期	2023年12月期	増減額	増減率
売上高	百万円 16,257	百万円 17,296	百万円 1,038	% 6.4%
国内	10,442	9,851	△590	△5.7%
海外	5,815	7,445	1,629	28.0%

### 国内

好調な建設工事需要を背景に発電機の販売が堅調に推移したものの、新製品販売の遅れなどにより減収となりました。

### 海外

北米市場での旺盛な建設、エンターテインメント需要を背景に発電機の販売が好調に推移したことにより大幅な増収となりました。

## その他

売上高



22億46百万円

	2022年12月期	2023年12月期	増減額	増減率
売上高	百万円 2,077	百万円 2,246	百万円 168	% 8.1%

主要3事業以外の売上高は、主要セグメントに含まれない生産子会社の売上高や商品等で構成されています。



## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した当社グループの設備投資の総額は40億50百万円で、その主なものは生産合理化設備ならびに新製品生産に伴う金型などであります。

## (3) 資金調達の状況

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行1行とコミットメントライン契約（コミットメントライン総額：100億円）を締結しております。なお、当連結会計年度末において当該契約に基づく借入実行残高はありません。

## (4) 重要な企業再編等の状況

当連結会計年度において、該当事項はありません。

## (5) 対処すべき課題

当社グループは、「人と自然と未来をつなぐ」という企業理念のもと、世界最高レベルの環境技術と安全・安心で革新的な良く働く機器とサービスを社会にお届けすることで、豊かな自然と共生する輝く未来創りに貢献することを目指しています。

当社グループでは、2023年を初年度とする「中期経営計画2025」に取り組んでおり、国際社会の脱炭素への移行を大きな事業環境の変化と考える一方で、更なる成長に向けた機会であると捉えています。これまで培ってきた環境技術により社会のGX（グリーン・トランスフォーメーション）に貢献するとともに、市場が抱える社会課題の解決策を提案し続けることで持続的な成長を実現してまいります。

### 「中期経営計画2025」基本方針

- ・ 持続的な成長を遂げるための「変革期」と位置付け、前中計から着手した「変革」の取り組みを更に加速させ「スピード実行」で推進します。
- ・ 既存事業領域における着実な成長と収益性の改善を実現するとともに、未来につながる事業を創出し新たな柱となる事業領域の確立に取り組みます。
- ・ ESG経営の実践、やまびこのDX戦略の実行により中長期的な企業価値の向上に努めます。

## 事業戦略

当社グループは、企業理念と経営目標の実現に向けて以下の事業戦略に基づく諸施策に取り組みます。

### (1) 既存事業領域の事業規模拡大

既存事業領域において、当社の強みである環境対応技術を活かしプロユーザー市場向けに注力した事業活動を継続するとともに、他社とのアライアンスを積極的に推進し市場が抱える課題の解決に寄与する製品・サービスを提供してまいります。

#### 【海外OPE事業】（海外 小型屋外作業機械）

- ・ 着実な成長が期待できる欧米市場と成長著しいアジア市場におけるプロユーザー市場に向けて高い作業効率と耐久性を有し、環境規制に適合したエンジン製品やバッテリー製品のラインナップの拡充を進めます。
- ・ 欧米市場の一般ユーザー市場においては、エンジン製品からバッテリー製品への移行が進行しているため、市場ニーズに合ったバッテリー製品のラインナップ拡充を加速させ一般ユーザー市場での販売を拡大します。

#### 【農林事業】（国内 小型屋外作業機械・国内 農業用管理機械・海外 農業用管理機械）

- ・ 農林水産省が策定した「みどりの食料システム戦略」に賛同し、国内農業市場における高い安全性と省人・省力化、環境技術を備えた製品の開発スピードの向上を図ります。
- ・ チェンソーの国内トップシェアメーカーとして、森林整備の社会的要求の高まりに呼応した製品を迅速に市場導入するため他社との協業を積極的に推進することに加え、伐木事業体など異業種との業務提携も視野に入れ日本の林業再興に向けた取り組みに着手します。

#### 【産機事業】（国内 一般産業用機械・海外 一般産業用機械）

- ・ 環境負荷低減と作業効率の向上を目指し、電動化・ハイブリッド化、並びに再生可能エネルギーを取り入れた環境配慮型システムの開発を進めます。
- ・ 現場管理や関連サービスの作業効率向上に貢献する遠隔監視のシステム開発を推進します。
- ・ 北米市場では広域レンタル会社向けにサービス力を強化するとともに、大型ディーゼル発電機の現地生産を2025年に開始する予定です。

### (2) 収益性の改善

「稼ぐ力」を高めて、持続的な成長を確実にします。

#### 【海外OPE事業】 【農林事業】

- ・ 2023年に中国子会社の解散に着手し2024年に清算結了を見込んでいます。引き続きコストダウンを進めるとともに、生産拠点の戦略的再配置を行うなど生産効率の改善に取り組みます。
- ・ DXを活用し米国市場における販売商流の変革に着手し収益性の向上に取り組みます。

#### 【産機事業】

- ・ 生産拠点の戦略的配置により生産能力を増強し需要拡大に対応します。

#### (3) 新規事業創造への取り組み

社会のGXを成長の機会と捉え、発電・蓄電システム、CNエネルギー、DX & IoT、ロボットといった新規開発テーマに取り組んでおります。更に、異業種を含むパートナー企業との共同開発案件も新たな収益の柱とするべく開発を行っています。

#### (4) ESG経営の実践

事業戦略に加えて、ESG経営を実践し中長期的な企業価値向上に邁進します。事業活動を通じて環境問題や作業現場での就労人口不足などの社会課題の解決に貢献するとともに、ガバナンス体制の深化と情報発信の充実に継続して取り組みます。

各項目に関する詳細は当社ホームページ内「サステナビリティ」をご覧ください。

URL：<https://www.yamabiko-corp.co.jp/sustainability/>

#### 【E：環境対応】

- ・ グループ気候変動対応方針を定め、気候変動対応を経営の最重要課題として取り組みます。
- ・ 環境情報の開示に加え、GHG排出量の削減目標を定め、削減策を着実に実行します。
- ・ 当社はTCFD提言に基づいた開示を行うなど、環境情報開示に取り組むほか、ESG評価機関から提供される評価を踏まえ、更なる改善に努めてまいります。

#### 【S：社会】

経営戦略、組織戦略に基づく人材戦略を立案・実践し、従業員一人一人の能力を最大限に引き出すとともに組織の活性化に繋げ中長期的な企業価値向上を図ってまいります。また、新規事業創出への取り組みに対応するため、社内研修や大学等と連携したリスキリング教育を実施しています。さらに、女性をはじめとする多様な人材の活用に加え、人材育成、社内環境整備など人的資本投資を継続します。

### 【G：コーポレート・ガバナンス】

企業価値を持続的に向上させるべくコーポレートガバナンス・コードに沿った強固なガバナンス体制を運用し深化させてまいります。

詳細は当社ホームページ内「ガバナンスへの取組み」をご覧ください。

URL：<https://www.yamabiko-corp.co.jp/sustainability/activities/governance/>

### (5) やまびこのDX戦略

事業活動全体を通してデジタル技術を活用することで「革新的な生産性の向上」「既存ビジネスモデルの変革」「新規ビジネスの創出」を実現します。また、中長期的な企業価値の向上を目指すべく、DX戦略で掲げた具体的施策を着実に実行します。

詳細は当社ホームページ内「DX戦略」をご覧ください。

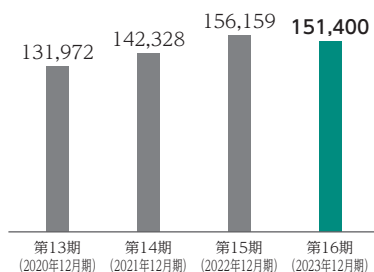
URL：<https://www.yamabiko-corp.co.jp/dx-strategy/>

## (6) 財産および損益の状況

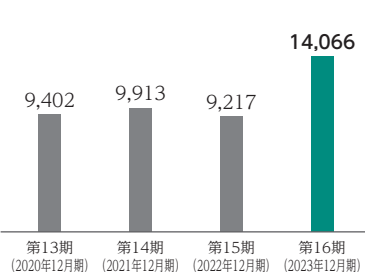
区分		第13期 (2020年12月期)	第14期 (2021年12月期)	第15期 (2022年12月期)	第16期(当連結会計年度) (2023年12月期)
売上高	(百万円)	131,972	142,328	156,159	151,400
経常利益	(百万円)	9,402	9,913	9,217	14,066
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	6,635	7,500	6,299	9,097
1株当たり当期純利益	(円)	159.90	180.58	151.45	218.97
総資産	(百万円)	107,152	122,574	141,198	134,562
純資産	(百万円)	59,814	68,879	77,373	87,687
1株当たり純資産額	(円)	1,441.32	1,657.43	1,859.47	2,120.26

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式総数および期末発行済株式総数はいずれも自己株式数を控除した株式数にて算出しております。

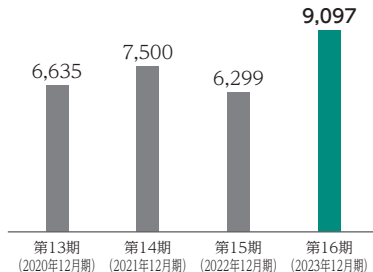
売上高 (単位：百万円)



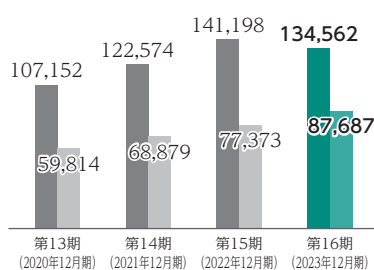
経常利益 (単位：百万円)



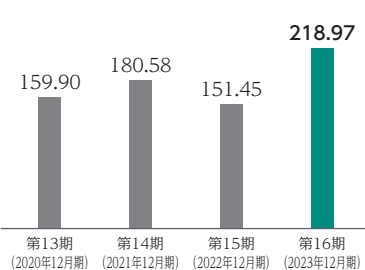
親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



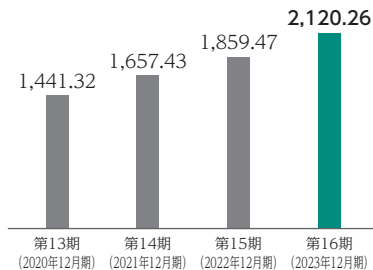
総資産/純資産 (単位：百万円)



1株当たり当期純利益 (単位：円)



1株当たり純資産額 (単位：円)



## (7) 重要な子会社の状況

	会社名	資本金	当社の議決権比率 (%)	事業内容
国内	やまびこジャパン株式会社	53百万円	100.0	小型屋外作業機械、農業用管理機械、一般産業用機械の販売・レンタル
	追浜工業株式会社	25百万円	100.0	小型屋外作業機械の部品製造・販売
	双伸工業株式会社	20百万円	100.0	同上
	株式会社ニューテック	20百万円	100.0	自動車、その他産業機械の試作用部品製造・販売
	やまびこエンジニアリング株式会社	50百万円	100.0	小型屋外作業機械、一般産業用機械の部品製造・販売
	エコ産業株式会社	11百万円	100.0	小型屋外作業機械、農業用管理機械の物流業務請負および印刷業
海外	エコ・インコーポレイテッド	21,000千米ドル	100.0	小型屋外作業機械、一般産業用機械の製造・販売
	ゴールデンイーグル・ディストリビューティング	21千米ドル	※ 100.0	小型屋外作業機械の販売
	クレイリー・インダストリーズ	8,000千米ドル	※ 100.0	農業用管理機械の製造・販売
	クイック・プロダクツ・インク	1,000千米ドル	※ 100.0	小型屋外作業機械の部品製造
	やまびこヨーロッパ・エス・エイ	13,899千ユーロ	100.0	自動芝刈機の製造・販売および小型屋外作業機械の販売
	愛可機械（深圳）有限公司	16,553千人民元	100.0	小型屋外作業機械の製造・販売および農業用管理機械の販売
	新大華機械股份有限公司	5,000千台湾ドル	100.0	小型屋外作業機械の部品仕入・販売
	やまびこベトナム	6,339百万ベトナムドン	100.0	一般産業用機械の部品製造

(注) 1. ※印は子会社保有の株式を含む比率であります。

2. 当期末現在における連結子会社は上記の14社であり、持分法適用の関連会社は1社であります。

(8) 主要な事業内容 (2023年12月31日現在)

当社の事業部門および各部門における主要な製品は以下のとおりです。

部門	主要製品
小型屋外作業機械	刈払機、チェンソーなど
農業用管理機械	モア、畦草刈機、防除機など
一般産業用機械	発電機、溶接機など

(9) 企業集団の主要拠点等 (2023年12月31日現在)

当社	本社	: 東京都青梅市	
	横須賀事業所	: 神奈川県横須賀市	
	盛岡事業所	: 岩手県滝沢市	
	広島事業所	: 広島県山県郡北広島町	
	大塚オフィス	: 広島県広島市	
	青梅物流センター	: 東京都青梅市	
子会社	国内	やまびこジャパン株式会社	: 東京都青梅市
		追浜工業株式会社	: 神奈川県横須賀市
		双伸工業株式会社	: 東京都青梅市
		株式会社ニューテック	: 長野県長野市
		やまびこエンジニアリング株式会社	: 広島県安芸高田市
		エコ産業株式会社	: 東京都青梅市
	海外	エコー・インコーポレイテッド	: アメリカ合衆国イリノイ州
		ゴールデンイーグル・ディストリビューティング	: アメリカ合衆国カリフォルニア州
		クレイリー・インダストリーズ	: アメリカ合衆国ノースダコタ州
		クイック・プロダクツ・インク	: アメリカ合衆国アリゾナ州
		やまびこヨーロッパ・エス・エイ	: ベルギー王国ブラバン・ワロン州
		愛可機械(深圳)有限公司	: 中華人民共和国広東省
		新大華機械股份有限公司	: 台湾台中市
		やまびこベトナム	: ベトナム社会主義共和国ビンズン省

(10) 従業員の状況 (2023年12月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
3,241 (471) 名	△113 (△24) 名

(注) 従業員数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,145 (195) 名	5 (△13) 名	43.6歳	18.1年

(注) 従業員数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(11) 主要な借入先の状況 (2023年12月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
株式会社みずほ銀行	4,695
農林中央金庫	2,325
三井住友信託銀行株式会社	2,025



## 2 会社の株式に関する事項 (2023年12月31日現在)

- |                 |                                 |
|-----------------|---------------------------------|
| (1) 発行可能株式総数    | 160,000,000株                    |
| (2) 発行済株式の総数    | 44,108,428株 (自己株式2,417,241株を含む) |
| (3) 株主数         | 13,255名                         |
| (4) 大株主 (上位10名) |                                 |

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	4,083	9.79
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	2,045	4.91
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託みずほ銀行口再信託受託者株式会社日本カストディ銀行	1,696	4.07
やまびこ取引先持株会	1,694	4.06
三井住友信託銀行株式会社	1,605	3.85
農林中央金庫	1,397	3.35
株式会社横浜銀行	1,356	3.25
株式会社もみじ銀行	1,356	3.25
日本生命保険相互会社	1,045	2.51
株式会社三菱UFJ銀行	1,017	2.44

- (注) 1. 当社は自己株式を2,417,241株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。なお、当社は株式交付信託型業績連動報酬制度を導入しており、本制度に係る信託財産として、株式会社日本カストディ銀行 (信託口) が所有する当社株式334,803株は自己株式には含めておりません。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

区分	交付株式数	交付対象者数
取締役 (社外役員を除く)	普通株式4,511株	1名

- (注) 上記は、当社の取締役 (社外取締役を除く) および執行役員に対する株式交付信託型業績連動報酬制度に基づき、交付されたものです。

### 3 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役および監査役の氏名等（2023年12月31日現在）

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長執行役員	久保 浩	エコー・インコーポレイテッド会長
取締役常務執行役員	北村 良樹	生産本部長兼追浜工業(株)取締役会長兼やまびこベトナム会長
取締役常務執行役員	吉崎 拓男	製品開発本部長兼機動開発室長
取締役上席執行役員	西 正信	管理本部長
取締役	佐野 廣二	
取締役	野上 義之	
取締役	亀山 晴信	亀山総合法律事務所弁護士、(株)小森コーポレーション社外取締役、ソマール(株)社外監査役
取締役	大高 美樹	(株)リーダーシップ・デザイン・ラボ代表取締役社長
常勤監査役	高井 司	
常勤監査役	院 去嘉浩	
監査役	東 昇	東昇税理士事務所税理士
監査役	安藤 鋭也	上武大学ビジネス情報学部教授

- (注) 1. 取締役佐野廣二氏、野上義之氏、亀山晴信氏および大高美樹氏は、社外取締役であります。なお、当社は、4氏を東京証券取引所の定める独立役員として同取引所に届け出ております。
2. 監査役東昇氏および安藤鋭也氏は、社外監査役であります。なお、当社は、両氏を東京証券取引所の定める独立役員として同取引所に届け出ております。
3. 取締役亀山晴信氏は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役東昇氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役安藤鋭也氏は、公認会計士の資格を有しており、また、大学における会計分野に関する研究および教授等を通じて、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 取締役北林孝明氏は、2023年3月30日開催の第15回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。
7. 2024年1月1日付で、下記のとおり役員の異動を行いました。

氏名	新	旧
西 正信	取締役常務執行役員 管理本部長	取締役上席執行役員 管理本部長

## (2) 取締役および監査役の報酬等

### ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

#### a. 役員の報酬等の基本方針

取締役の報酬は、役職等に応じて毎月支給される定額報酬である基本報酬と業績連動株式報酬で構成しております。

当社は、2009年6月26日開催の第1回定時株主総会で決議された取締役の報酬限度額（年間300百万円以内）および監査役の報酬限度額（年額80百万円以内）の範囲内で、基本報酬を支払うこととしております。なお、当該株主総会決議終結時点の取締役の人数は7名、監査役の人数は4名であります。

また、当該基本報酬とは別枠で、2018年3月29日開催の第10回定時株主総会の決議により、社外取締役を除く取締役に対しては、中長期的な業績向上のインセンティブとして機能させるため、業績連動株式報酬を年額250百万円以内かつ付与するポイント総数は1事業年度当たり45,000ポイントを上限に付与することとしております。なお、当該株主総会決議終結時点の取締役（社外取締役を除く）の人数は5名であります。

監査役の報酬は、監査という機能の性格から、業績への連動性を排除し、基本報酬のみとしております。

なお、退任時の退職慰労金は支給しておりません。

#### b. 取締役の基本報酬の決定方法

取締役の具体的な報酬額は、連結業績や従業員の賞与水準、世間相場等を総合的に勘案した報酬水準に、各取締役の職責などを加味して決定しております。

当社では、その決定における評価の客観性・透明性を担保するため、独立社外取締役を含む委員3名以上で構成される指名・報酬委員会を設置しております。当事業年度の報酬に係る委員会の委員は、独立社外取締役 佐野 廣二氏、野上 義之氏、亀山 晴信氏、大高 美樹氏の4名と代表取締役 久保 浩氏で構成しており、委員長は、出席委員の互選により決定しております。

取締役会は、取締役の個人別の報酬等の決定において、指名・報酬委員会からの答申が基本方針に沿うものであると判断しており、当事業年度においては、2023年3月30日開催の取締役会決議により、同委員会に各取締役の具体的な報酬の決定を委任しております。

#### c. 業績連動株式報酬の決定方法

業績連動株式報酬は、取締役の報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としたものであります。

当該業績連動株式報酬制度の内容は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が社外取締役を除く各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式を、本信託を通じて各取締役に對して交付される制度となります。各取締役に付与されるポイント数は、役職別基礎ポイントに目標値に対する達成度により算出した業績連動乗数（0～3.75）を乗じることにより算定されます。

なお、社外取締役を除く取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時となります。

#### d. 業績連動株式報酬に係る指標

業績連動株式報酬に係る指標には連結経常利益とROEを採用しており、当該指標を採用した理由は、連結経常利益は、経営活動全般の収益状況を最も反映する指標ととらえるとともに、従業員の処遇との整合性等を勘案し採用しております。ROEは中長期的な資本効率の向上を目的として採用しております。

なお、当事業年度の業績連動株式報酬に係る指標の目標値は連結経常利益が2023年2月13日発表の業績予想である128億円、ROEは中期経営計画2025で定める目標値10%以上であり、実績は連結経常利益が140億円、ROEは11.0%となりました。

## ② 当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役	196	166	29	—	9
監査役	43	43	—	—	4
合 計 (うち社外役員)	239 (43)	209 (43)	29 (—)	—	13 (6)

- (注) 1. 上記には、2023年3月30日開催の第15回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。  
2. 上記取締役の報酬等の総額には、当事業年度に係る業績連動株式報酬の費用計上額を含んでおります。

### (3) 社外役員に関する事項

#### ① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

社外役員の重要な兼職先は「(1)取締役および監査役の氏名等」に記載のとおりであり、各社外役員が役員等を兼務する法人等と当社との間には特別な関係はありません。

#### ② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況および期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	佐野 廣二	当事業年度開催の取締役会10回のうち10回全てに出席し、経営全般にわたる豊富な経験と広範な知識に基づき、社外役員として中立かつ客観的観点からの発言を適宜行っております。また、指名・報酬委員会の委員を務めるなど、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定および役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
	野上 義之	当事業年度開催の取締役会10回のうち10回全てに出席し、経営全般にわたる豊富な経験と広範な知識に基づき、社外役員として中立かつ客観的観点からの発言を適宜行っております。また、指名・報酬委員会の委員を務めるなど、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定および役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
	亀山 晴信	当事業年度開催の取締役会10回のうち10回全てに出席し、弁護士としての専門的見地と豊富な実務経験からの発言を適宜行っております。また、指名・報酬委員会の委員を務めるなど、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定および役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
	大高 美樹	当事業年度開催の取締役会10回のうち10回全てに出席し、グローバルな人事系コンサルティング・ファームの人事コンサルタントとしての専門的知識と豊富な実務経験に基づき、社外役員として中立かつ客観的観点からの発言を適宜行っております。また、指名・報酬委員会の委員を務めるなど、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定および役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
社外監査役	東 昇	当事業年度開催の取締役会10回のうち10回全てに、また監査役会7回のうち7回全てに出席し、税理士としての専門的見地からの発言を適宜行っております。
	安藤 鋭也	当事業年度開催の取締役会10回のうち10回全てに、また監査役会7回のうち7回全てに出席し、大学教授や公認会計士としての専門的見地からの発言を適宜行っております。

(注) 上記取締役会の開催回数のほか、当事業年度において、会社法第370条および当社定款第24条第2項の規定に基づく取締役会決議があったものとみなす書面決議を2回実施しております。

#### **(4) 責任限定契約の内容の概要**

当社と各社外取締役および各社外監査役は、当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額としております。

#### **(5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等**

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社取締役および監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。

当該保険契約により、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金および争訟費用の損害が填補されることとなります。

## 4 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 東陽監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区分	金額 (百万円)
① 当社が会計監査人に支払うべき報酬等の額	65
② 当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	65

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当社が会計監査人に支払うべき報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち、エコー・インコーポレイテッド、やまびこヨーロッパ・エス・エイおよび愛可機械（深圳）有限公司は、当社の会計監査人以外の会計監査人の監査を受けております。
3. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間および監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間および報酬額の見積り目の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意をしております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

## 5 会社の体制および方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社及び当社子会社から成る企業集団（以下、当社グループという）は、高い倫理観のもとに企業としての社会的責任を適切に遂行し、企業価値の最大化を目指すことを経営の基本方針とします。この基本方針のもと、当社は内部統制システムの整備・維持・向上を推進し、グループ全体にわたって業務の適正を確保するための体制整備を図ります。

#### 1. 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、コーポレート・ガバナンスの充実・強化を図るため、監査役設置型の経営管理体制のもと、各々の権限と責任を明確に果たします。

当社グループの取締役及び使用人は、企業理念に基づく「グループコンプライアンス・リスク管理規定」及びその関連規則に則り、実効性のあるコンプライアンス体制の構築とその実践に努めます。

また、社外取締役及び社外監査役による監督機能の充実を図るとともに、内部監査部門による監査の実施や海外子会社を含めたグローバルな内部通報制度の整備などを行います。

#### 2. 当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社グループは、「文書管理規定」及びその関連規則に基づき、経営管理及び業務執行に係る重要な文書・記録を適切に保存・管理するとともに、取締役及び監査役が容易に閲覧できるよう体制を整備します。

#### 3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループの円滑な経営の遂行を阻害するリスクを組織的・体系的に管理するため、「グループコンプライアンス・リスク管理規定」を制定し、これに基づいて当社グループは、リスク管理部門を定め適切なリスク管理システムを構築します。

また、コンプライアンス・リスク管理委員会を組織するなど、当社グループにおける的確なリスク管理を実践するとともに、BCP（事業継続計画）の見直しなどにより、緊急事態による発生被害を最小限に止める体制を構築します。



#### 4. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会において、経営方針や経営戦略上の重要な意思決定を行い、この決定に基づき取締役と主要な執行役員で構成する経営戦略会議を原則的に月2回開催して、業務執行の的確で迅速な決定を行い、専門分野ごとに選任した執行役員が各担当業務を執行します。

取締役会は、各取締役の業務執行の状況について、総括及び今後の取組みの報告を受け、常に監督、監視します。

これらの経営組織は、「取締役会規則」、「経営戦略会議規定」、「執行役員および執行役員会規則」に則り確実に運営し、所定の決裁基準に従い明確に決裁します。

取締役会の決議に基づく職務の執行は、「組織および業務分掌規定」、「職制および職務権限規定」及び関連規定に基づいて、それぞれの担当組織、責任者がその権限と責任に従い適切に運営します。

また、当社子会社においても業務分掌、指揮命令系統、職務権限及び意思決定その他の組織に関する関連諸規定を定め、それぞれの担当組織、責任者がその権限と責任に従い適切に運営します。

当社グループは、三事業年度を期間とするグループ中期経営計画を策定し、当該中期経営計画を具体化するため、事業年度ごとの重点目標及び予算配分等を定めます。

#### 5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社グループは、内部統制の基本方針を共有し、業務の適正性を確保するための体制の整備に努めます。また、当社子会社については、「関係会社管理規定」及び諸規則により、その役割、権限及び責任を定め、グループ全体の業務の適正化・最適化に資するよう、業務を適切に執行するとともに、子会社の営業成績、財務状況、その他の重要な情報について、定期的に当社へ報告する体制を整えます。

#### 6. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループは、財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の構築、評価及び報告に関し適切な整備、運用を図ります。

#### 7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議のうえ、監査役を補助すべき使用人を選任します。選任された使用人への指揮命令権は監査役に委譲し、当該使用人の任命、異動、評価等の人事に関わる事項の決定は監査役の同意を得るものとします。

## 8. 当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社グループの取締役及び使用人は、取締役会、執行役員会、経営戦略会議、及び社内の重要な会議を通じて、又は定期報告・重要書類の回付等により、経営の意思決定及び業務執行の状況を監査役に報告するとともに、監査役が事業に関する報告を求めた場合、又は監査役が当社グループの業務、財産の状況を調査する場合は迅速かつ的確に対応します。

また、当社グループの内部通報制度の担当部署は、当社グループの役職員からの内部通報の状況について、定期的に当社監査役に対して報告します。

なお、当社グループの役職員が内部通報制度において相談などを行ったことを理由に、相談者に対して報復行為や人事処遇上の取扱いなどにおいて一切の不利益を与えてはならないことを、「グループコンプライアンス相談窓口運営規定」に明記します。

## 9. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社グループの代表取締役並びに取締役は、監査役と定期的に意見交換するとともに、監査役監査の重要性と有用性を認識し、監査役の監査業務に積極的に協力します。

## 10. 監査役の職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針

当社は、監査役の職務の執行について生じる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設けるとともに監査役会が弁護士等の独自の外部専門家を監査役のための顧問とすることを求めた場合、当社は当該監査役の職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、その費用を負担します。

## 11. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況

当社グループは、「グループコンプライアンス・リスク管理規定」に基づき、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは、一切の関係を遮断します。また、警察、特殊暴力防止対策協議会、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機関と連携し、情報収集のうえ、組織として反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨む体制を整備します。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

上記に掲げた「やまびこ内部統制基本方針」に基づいて内部統制上の整備とその適切な運用に努めています。当期における内部統制上重要と考える主な取組みは以下のとおりです。

### 1. コンプライアンス体制

当社グループは「やまびこコンプライアンスプログラム」を策定しており、その継続的な周知徹底のため、ポータルサイトへ掲載するとともに、新入社員を対象としたコンプライアンス教育として内部統制研修等を実施しています。また、経営トップから全役職員に向けて、コンプライアンスの重要性や企業倫理の確立に向けたメッセージを発信するなど、コンプライアンス意識の向上に取り組んでいます。さらに、企業理念の浸透を図るために、“グループ経営理念をテーマにした社長との座談会”の開催をはじめ、7か国語に対応した携帯版冊子（クレドカード）を全役職員に配布し、部門横断的に設けられた委員会が社内刊行物を発行するなどの取組みを行っています。

コンプライアンス・リスク管理委員会を原則的に年4回開催し、コンプライアンス推進活動の報告・協議を行っています。また、「グループコンプライアンス相談窓口運営規定」に基づき、社内外にグループコンプライアンス相談窓口（ホットライン）を設置しており、海外子会社にも運用状況を定期的に報告させています。また、社内相談窓口担当者向けに定期的に研修を実施するなど、内部通報に適切に対応するための体制の整備を行っています。

さらに、各種法律のトピックスを定期的にポータルサイトに公開（「コンプライアンスマガジン」の掲載）するとともに、啓発活動の課題等をグループ内で共有することでグループコンプライアンスの実効性向上に努めています。

### 2. リスク管理体制

経営における重大な損失、不利益等を最小限にするため、「グループコンプライアンス・リスク管理規定」に基づいて、コンプライアンス・リスク管理委員会を中心にリスク情報を一元的・網羅的に収集・評価して、重要なリスクを特定するとともに、その重要性に応じてリスクへの適切な対応を図っています。また、関係会社の内部統制基盤の強化・支援体制の拡充を図るため、関係会社を主管する本部を補佐し、共同して管理する部門として共管本部を設置しています。

反社会的勢力との関係排除について、所轄警察署等とも情報共有し、継続的に反社対策を実施しています。また、主管部門を管理本部総務部と定め、新規取引先との契約時ならびに既存取引先との継続的契約締結に際して、反社会的勢力排除条項の契約書への記載を必須としています。

情報セキュリティについて、システム上のセキュリティ強化に加えて、全役職員向けの「グループ情報

セキュリティ」小冊子の配布による啓蒙やeラーニングを継続して実施することにより、社員のセキュリティ意識の向上、情報管理体制の強化に努めています。さらに、当事業年度において、「やまびこグループ情報セキュリティ基本方針」を定め、グループ内で共有することでグループ情報セキュリティの推進・改善を行いました。

災害を想定した訓練を適宜実施し、非常時の対応についての確認と見直しや、被災後の早期業務再開を図るため、重要生産設備の動作プログラムのバックアップ体制を構築し、運用チェックを継続的に行っています。また、自然災害・感染症・システム障害に対応した各マニュアルを加えたBCP（事業継続計画）を定めています。さらに、「やまびこグループ安全衛生基本方針」を定めるなど、労働災害の撲滅に努めています。

### 3. 業務執行の適正化と効率性の向上

取締役会の専決事項を除く経営上の重要課題については、原則として、隔週で開催される経営戦略会議において審議・決裁を行い、意思決定の迅速化を図っています。

### 4. 監査役の監査体制

当社の監査役は、取締役会ほか、経営戦略会議など当社の重要な会議に出席することや稟議書等の閲覧により、適宜、取締役の職務執行状況の監査、経営の意思決定プロセスの監査を行っています。

また、監査役は、本社や主要事業所の業務および財産の調査や役員面談、部門長面談、子会社の往査や社長面談等を通じて、グループ内の情報収集に努め、企業集団の監査を行っております。加えて、内部監査部門および会計監査人との意見交換会を定期的を開催することで相互の連携を図り、監査の実効性を高めています。

また、当社は、監査に必要な体制構築のために監査役室に監査役スタッフを配置し、監査役の要請に応じた速やかな対応が取れるよう、体制を整備しています。

### (3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の剰余金の配当につきましては、過去の配当実績に基づく安定的な配当の継続に加え、経営環境や当社業績および財務状況を勘案するとともに、株式市場の動向も注視しつつ総合的な還元策を検討することを方針としております。

なお、当社は、取締役会の決議を以て剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めており、2022年3月30日開催の第14回定時株主総会において定款の一部変更を決議し、中間配当制度を導入して中間、期末の年2回の配当を行うことを定めております。

当事業年度の期末配当金につきましては、上記の方針に則り、2024年2月27日開催の当社取締役会での決議により、1株当たり普通配当29円とさせていただきました。この結果、既に実施しております中間配当金1株当たり普通配当26円と合わせまして、当事業年度の年間配当金は55円となります。

---

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。ただし、各比率については、表示桁未満の端数を四捨五入して表示しております。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表 (2023年12月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>98,445</b>
現金及び預金	12,400
受取手形	1,789
電子記録債権	4,456
売掛金	25,606
商品及び製品	31,572
仕掛品	3,269
原材料及び貯蔵品	16,619
その他	3,112
貸倒引当金	△381
<b>固定資産</b>	<b>36,116</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>25,044</b>
建物及び構築物	8,550
機械装置及び運搬具	5,368
土地	7,771
リース資産	968
建設仮勘定	122
その他	2,263
<b>無形固定資産</b>	<b>1,629</b>
その他	1,629
<b>投資その他の資産</b>	<b>9,442</b>
投資有価証券	3,100
退職給付に係る資産	3,897
繰延税金資産	1,344
その他	1,424
貸倒引当金	△325
<b>資産合計</b>	<b>134,562</b>

科目	金額
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	<b>41,494</b>
支払手形及び買掛金	7,275
電子記録債務	11,400
短期借入金	6,030
一年以内返済長期借入金	6,903
リース債務	498
未払金	6,136
未払法人税等	774
製品保証引当金	1,173
厚生年金基金解散損失引当金	76
関係会社清算損失引当金	143
その他	1,082
<b>固定負債</b>	<b>5,379</b>
長期借入金	2,800
長期リース債務	499
繰延税金負債	832
退職給付に係る負債	47
製品保証引当金	405
役員株式給付引当金	184
その他	609
<b>負債合計</b>	<b>46,874</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	<b>75,393</b>
資本金	6,000
資本剰余金	9,286
利益剰余金	61,235
自己株式	△1,128
<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>12,294</b>
その他有価証券評価差額金	1,431
為替換算調整勘定	9,336
退職給付に係る調整累計額	1,526
<b>純資産合計</b>	<b>87,687</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>134,562</b>

## 連結損益計算書 (2023年1月1日から2023年12月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		151,400
売上原価		104,095
売上総利益		47,304
販売費及び一般管理費		33,073
営業利益		14,230
営業外収益		
受取利息	31	
受取配当金	104	
為替差益	124	
持分法による投資利益	0	
その他	288	548
営業外費用		
支払利息	631	
支払手数料	30	
債権売却損	6	
その他	45	712
経常利益		14,066
特別利益		
固定資産売却益	37	
投資有価証券売却益	203	241
特別損失		
固定資産除売却損	73	
関係会社清算損	861	934
税金等調整前当期純利益		13,373
法人税、住民税及び事業税	3,434	
法人税等調整額	841	4,276
当期純利益		9,097
親会社株主に帰属する当期純利益		9,097

# 計算書類

## 貸借対照表 (2023年12月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>52,002</b>
現金及び預金	8,831
受取手形	1,597
電子記録債権	3,631
売掛金	20,745
商品及び製品	9,391
仕掛品	923
原材料及び貯蔵品	3,381
未消費税等	2,194
関係会社短期貸付金	963
その他	348
貸倒引当金	△6
<b>固定資産</b>	<b>27,121</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>14,180</b>
建物及び構築物	4,904
機械装置及び運搬具	2,004
工具器具備品	781
土地	6,194
リース資産	182
建設仮勘定	111
<b>無形固定資産</b>	<b>1,449</b>
ソフトウェア	296
その他	1,152
<b>投資その他の資産</b>	<b>11,491</b>
投資有価証券及び出資金	3,016
関係会社株式	6,217
関係会社長期貸付金	212
破産更生債権等	312
前払年金費用	2,003
その他	45
貸倒引当金	△315
<b>資産合計</b>	<b>79,123</b>

科目	金額
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	<b>33,595</b>
支払手形及び買掛金	4,456
電子記録債務	11,260
短期借入金	2,900
関係会社短期借入金	5,469
一年以内返済長期借入金	6,900
未払金	1,375
未払法人税等	318
製品保証引当金	113
厚生年金基金解散損失引当金	65
その他	735
<b>固定負債</b>	<b>3,931</b>
長期借入金	2,800
繰延税金負債	667
製品保証引当金	132
役員株式給付引当金	184
その他	146
<b>負債合計</b>	<b>37,526</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	<b>40,207</b>
<b>資本金</b>	<b>6,000</b>
<b>資本剰余金</b>	<b>14,138</b>
資本準備金	1,500
その他資本剰余金	12,638
<b>利益剰余金</b>	<b>21,197</b>
その他利益剰余金	21,197
固定資産圧縮積立金	3
繰越利益剰余金	21,193
<b>自己株式</b>	<b>△1,128</b>
<b>評価・換算差額等</b>	<b>1,390</b>
その他有価証券評価差額金	1,390
<b>純資産合計</b>	<b>41,597</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>79,123</b>



## 損益計算書 (2023年1月1日から2023年12月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		76,333
売上原価		59,717
売上総利益		16,616
販売費及び一般管理費		11,742
営業利益		4,873
営業外収益		
受取利息	362	
受取配当金	102	
為替差益	115	
その他	100	681
営業外費用		
支払利息	120	
その他	58	178
経常利益		5,376
特別利益		
固定資産売却益	18	
投資有価証券売却益	202	221
特別損失		
固定資産除売却損	71	71
税引前当期純利益		5,525
法人税、住民税及び事業税	1,211	
法人税等調整額	225	1,436
当期純利益		4,089

# 監査報告

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2024年2月13日

株式会社やまびこ  
取締役会 御中

東陽監査法人  
東京事務所

指 定 社 員  
業 務 執 行 社 員  
指 定 社 員  
業 務 執 行 社 員

公認会計士 田中章公  
公認会計士 三浦貴司

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社やまびこの2023年1月1日から2023年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社やまびこ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2024年2月13日

株式会社やまびこ  
取締役会 御中

東陽監査法人  
東京事務所

指 定 社 員  
業 務 執 行 社 員  
指 定 社 員  
業 務 執 行 社 員

公認会計士 田中章公  
公認会計士 三浦貴司

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社やまびこの2023年1月1日から2023年12月31日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年1月1日から2023年12月31日までの第16期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年2月16日

株式会社やまびこ 監査役会

常勤監査役 高井 司 ㊞

常勤監査役 院去嘉浩 ㊞

社外監査役 東 昇 ㊞

社外監査役 安藤鋭也 ㊞

以 上

## 株主総会会場ご案内図

### 会場

東京都青梅市末広町一丁目7番地2  
**株式会社やまびこ**  
本店3階会議室  
電話 0428-32-6111

### 交通のご案内

- **最寄り駅から徒歩でご来社の場合**  
JR青梅線小作駅東口から約20分です。  
(立川駅から小作駅までの所要時間は約25分です。)
- **最寄り駅からバスでご来社の場合**  
JR青梅線小作駅東口から「三ツ原循環東廻り(小02)」にご乗車  
(約5分)のうえ「末広町1丁目」で下車徒歩1分です。
- **車でご来社の場合**  
青梅街道「工業団地入口」交差点から約2分です。



株主総会当日のお土産の用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

